

第 9 回

美方町・村岡町・香住町
合併協議会 会議録

平成 16 年 6 月 9 日

第9回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成16年6月9日(水) 午後1時30分～午後4時27分
 場 所 香住町文化会館

出席者

協議会委員(計24名)

| 美 方 町 | 村 岡 町 | 香 住 町 |
|---------|---------|---------|
| 上 田 節 郎 | 岩 槻 健 | 藤 原 久 嗣 |
| 吉 田 範 明 | 谷 淵 栄 一 | 上 田 孝 |
| 本 城 繁 信 | 板 坂 公 二 | 橘 秀 夫 |
| 朝 倉 富 征 | 石 垣 健 三 | 伊 藤 誠 |
| 井 上 一 郎 | 井 上 源 一 | 岡 田 久 子 |
| 毛 戸 公 彦 | 小 谷 道 子 | 柴 崎 一 秀 |
| 中 村 治 泰 | 西 尾 高 雄 | 中 村 暁 |
| 水 間 徳 子 | 三 好 忠 男 | 村 瀬 晴 好 |

顧問(計1名)

| |
|--------|
| 但馬県民局長 |
| 西村良二 |

幹事会(計7名)

| 美 方 町 | 村 岡 町 | 香 住 町 |
|---------|---------|-----------|
| 吉 田 博 昭 | 中 村 一 治 | 大 瀧 正 博 |
| 西 村 吉 弘 | 太 田 培 男 | 米 田 稔 |
| | | 谷 岡 喜 代 司 |

事務局(計9名)

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 藤 原 進 之 助 | 岸 本 典 明 | 清 水 幸 信 |
| 穴 田 康 成 | 邊 見 泰 正 | 田 尻 幸 司 |
| 吉 村 松 雄 | 川 戸 英 明 | 中 村 貴 志 |

欠席者

顧問(計2名)

| | |
|---------|---------|
| 兵庫県議会議員 | 兵庫県議会議員 |
| 中 村 茂 | 丸 上 博 |

幹事会(計1名)

| |
|---------|
| 村 岡 町 |
| 杉 谷 信 義 |

傍 聴 人 29人

第9回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年6月9日(水)

ところ：香住町文化会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第24号 第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第38号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第39号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第40号 水道・下水道事務事業の取扱い(その1)について

協議第41号 福祉関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第42号 合併期日の変更について

6 その他

第10回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年7月6日(火) 13:30~

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 協議事項(予定)

協議第43号 議会関係事務事業の取扱いについて

協議第44号 住民関係事務事業の取扱いについて

協議第45号 税務関係事務事業の取扱いについて

協議第46号 建設関係事務事業の取扱いについて

協議第47号 財産の取扱い(その2)について

協議第11号(継続)新町の名称について

6 閉 会

藤原事務局長 それでは、大変長らくお待たせいたしました。若干定刻も過ぎたわけですが、開会に当たりまして、議長から開会宣言と御挨拶を頂戴したいと思います。

吉田議長 それでは、ただいまより3町合併協議会会議運営規程第4条第1項の規定に

基づきまして、第9回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

皆さん、改めまして、こんにちは。お忙しい中、全員の方が御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先程、当町の上田町長の方に委嘱状が渡されまして、何かとばたばたとして、この協議会についても、しばらく休会ということになっております。暫く振りですので、ひょっとしたら勤が戻ってこなくて、うまく議事運営ができない部分があるかと思えますけれど、寛大な気持ちで許していただければありがたいと、このように思いますし、美方町もやっと町長も決まりまして、腰を落ちつけてきましたので、今後ますますこの3町合併の協議会に向けて、私も含めまして尽力していきたいと思えますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上、簡単でございますけれど、私の挨拶とさせていただきます。本日は大変御苦労さまです。

それでは、次に、会長の岩槻村岡町長が御挨拶申し上げます。

岩槻会長 それでは、開会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げたいと思えます。

御案内のとおり当地方も4、5日前に梅雨に入っておるわけでございまして、やや不快指数も高い日が続いておるわけでございますが、きょうは第9回になりますが、合併協議会、御案内申し上げたところでございます。委員の皆様には万般繰り合わせ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、先程新しい美方の上田町長さんに委嘱状を交付させていただきましたが、前中安町長、随分と合併について御心労なされてこられたわけでございますが、残念ながら御逝去されたわけでございます。改めてきょうは中安町長に敬意を表しながら、哀悼の誠を捧げたいと思えます。

そして、上田新町長さんは、6月6日、すばらしい成績で見事御当選なされたわけでございます。上田新町長は行政職にあること43年間、その間も産業課長もされておりますし、建設課長、保健衛生課長、そして総務課長、そして助役ということで、私から見れば財政方ではもう行政の神さんだと言ってもいいように思えますが、是非ひとつこの合併協議会におきまして、過去の経験を生かされまして、互譲の精神で御活躍されるというように御期待を申し上げておるところでございます。

さて、本日の協議会、9回目になるわけでございます。いろいろ御審議願ってまいっております、何て言いましょ、折り返しを過ぎる時期にもなっておるわけでございます。そういった中で、実はもう既にきょうで9回目。さらに他の委員会におきまして、もう7回とか6回とか5回とか開いております、事務方の方も分科会140回開いております。専門部会も27回。私どもも時によれば、過日は夜の8時半からやりまして12時を下ると、そういうこともやって、今日に及んでおるわけでございます。としながら、実はスケジュールといたしましては、5月末頃に1回住民説明会をやる。さらに9月

にもう1回というようなスケジュールを組んでまいっておったんですが、なかなか財政の見通しというものが非常に厳しい面がございまして、事務方は県民局の指導を受けたり、時によれば県庁、本庁の指導も受けるということで、今日になってきておるわけですが、相当な、何て言いましょ、精力的に段取りよくやらないと、また、町民の皆さんから見れば余りにも大幅な遅れではないかという御批判も招きかねないというふうに思っておるところでございまして、私どももさらに気持ちを引き締めて取り組んでいきたいと、こう思っております。

さて、本協議会には、報告案件1件、それから協議案件5件、御提案申し上げております。慎重御審議をいただきまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます次第でございます。

また、きょうは顧問の県民局の局長さん、お忙しい中をお越しいただいておるわけでございます。傍聴の方々も熱心にお運びいただいております。心から感謝とお礼を申し上げまして、開会の御挨拶といたします。よろしくようお願い申し上げます。

吉田議長 続いて、会議に入るわけなんです、ここで上田新町長に御挨拶をいただきたいと、このように思います。

上田(節)委員 失礼します。ただいま紹介いただきました、このたび美方町長に当選いたしました上田でございます。よろしくお願いいたします。

私、中安町長、5月9日に任期を終わりました、その後いろいろ考えてまいったわけですが、今、町が置かれている状況を判断する中で、このたび立候補を決意いたしました。選挙の結果につきましては6日に結果が出まして、支持を得たわけでございます。私は選挙をする中で、どうしても3町合併を成功させないといけないと。選挙民の声につきましては、選挙の争点が3町か2町かの、この2つでございます。一応、3町支持の結果が票の中ではあのような結果になっております。しかし、内容を見ますと、3町合併を支持するという方も大変おられます。それから、もうこの段階では3町しかないという方もおられます。また、今の生活環境、あるいは普段の生活の中では2町がいいということと言われる人も相当おります。しかし、どうも町の財政とか、これから先の町を考えますと、どうしても2町ではやっていけない。やっぱり3町で、これをもう絶対に成功させないとやっていけない、こういうことを訴えて結果が出たわけでございます。私は町の声を取り込みながら、その中で一番感じましたのは、吸収イメージではなしに、対等合併ということで話を進めてもらいたい、これが選挙民の大きな声であったと私は認識しております。そういう意味におきまして、この合併協議の中では、それぞれの町の意見等を出していただいて、お互いが検討する中で結論を出す。その結論が出れば、その結論に従っていくという形で、十分協議をしていかなければならないと、このように感じたわけでございます。この合併だけは絶対に成功させなければ、もう町がやっていけないことは町民の皆様も十

分認識していただいたと思っております。

それから、昨日の新聞の中で、私の発言のように出ていたわけですが、庁舎、名前等、こういうことが吸収イメージに繋がるのかということが出ております。これは質問が出たことございまして、私の方は、それはそういうことというよりも、合併を協議する中では、それぞれ意見を出して、その意見をお互いに対等な立場で協議をしてやれば、その吸収イメージは払拭されるのではないかと、私はこう述べたつもりでおります。そういうことございまして、これから新たに、中安町長にかわりまして、この合併協を務めさせていただきます。どうぞ、今後よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

吉田議長 それでは、会議の成立について、事務局から報告させます。

藤原事務局長 御報告申し上げます。本日は、24名の委員さん全員お揃いでございますので、会議が成立いたしておりますことをここに御報告申し上げます。

なお、顧問の中村先生、それから丸上先生、御両人につきましては、ただいま県会開会中ございまして、公務のため御欠席の通知をいただいておりますので、御案内をさせていただきます。以上でございます。

吉田議長 次に、合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名いたします。

村岡町、小谷道子委員、香住町、藤原久嗣委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

これより議題に入ります。

報告第24号、第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会についてを議題とし、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第24号、第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について。第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について報告する。平成16年6月9日報告。3町合併協議会、会長、岩槻健。

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について。第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、報告第24号について、石垣委員長から報告をお願いいたします。

す。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 失礼します。指名をいただきましたので、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の委員長、石垣の方から報告させていただきます。

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の報告について。第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を5月14日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1、報告事項。出席者、13名。協議事項について、議会の議員の任期等の取扱いについて、継続で協議したものの結果でございます。なお、農業委員会の委員の関係につきましては、第7回の会議で報告をさせていただいております。協議の経過でございますけども、議会の議員の任期等の取り扱いについては、下記の事項を確認した。市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。新町の議会の議員の定数は20人とする。設置選挙に限り、旧町の区域ごとに選挙区を設ける。各選挙区の定数は次のとおりとする。美方町の区域3人、村岡町の区域6人、香住町の区域11人。以上でございます。

吉田議長 報告は終わりました。

報告に対して質疑がございましたら挙手をお願いいたします。

なお、発言の際は、町名、氏名を述べてから御発言ください。

質疑はありませんか。

1点だけ、ちょっと質疑を私の方からしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。と申しますのが、先回の全体会の中で、在任特例云々のことについて、どうなってるんだというふうな質疑をしたところ、これからそのことについてもお話しになると、また協議すると、このように答弁なされたらと、このように思うんですが、あのときの趣旨としましては、在任特例を少数意見という中で話されていないというふうなことの中で、じゃあ、この少数意見を取り上げる一つの不安材料として、予算の持ち寄りの形になってしまって、その中に十分協議されたものが新町になってから持ち込むということではなく、暫定予算的なものになってしまうと、そういう中で旧町単位でやってきた町づくりと、また、その裏付けとなる予算等が十分審議できないんじゃないかなと、そういう不安があると、そういう点をどのように解消し、また、その辺をどういうふうに解決していくのかというふうな質疑をさせていただいたと、このように思っておりますけれど、その点、委員会の方ではどのようにそういう点をお話しになって、また、どういう回答があったのか、また、どういうことになっているのか、ちょっとお聞きしたいなと、このように思うんですが。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 それでは、要点について御説明いたします。

美方町の議長さんの方から、美方町議会での少数意見としてという御発言がございました。もちろん前回の協議会で、次の小委員会ではその点も踏まえて皆さんの意見を集約させていただきますという答弁をさせていただいたところでございますが、もちろん14日開催の小委員会でも、その点は皆さんに事前に私の方から発言し、それらも踏まえながらの意見集約をしていただいて、最終的に先程申し上げた確認を全員一致でとったということでございますし、また、予算の問題につきましても、いろいろと御意見も出していただきましたし、また、事務局長の方からる説明を加えていただきまして、全員の方の確認をいただいたということが、本日の報告結果になっております。以上です。

吉田議長 再度、お聞きしたいと思うんですが、ポイントになる点としましては、予算編成が暫定予算だと、このようなことで、一つのそれぞれの各議会が意見を持ち寄った形での予算編成にならないというふうなことを言われておるんですけど、それはそのとおりであったのか、それともなかったのか。また、そのとおりだとするなら、じゃあ、我々の不安である、そういう意見等がきちとした形でなった上で予算を持ち寄られるのか。また、いろいろなところで空財源というふうなことも、ちょっと言葉は悪いんですけど、そういうことも言ったように思うんですけど、その辺具体的にもう少し、事務局長の方から説明あったということなんですが、その辺を逆に事務局長にお聞きしたいなと思うんですけども。

藤原事務局長 新年度、新町の初めての予算を組む場合には、今、吉田議長の方からもありましたように、各町からの予算の持ち寄りになります。そういったことを前提として考えますと、それぞれの町が予算を調整する段階で、少なくとも合併前の議員さん等、あるいは議会等の御意見は十分お聞きし、予算に反映することができるというふうに考えております。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方町の本城です。今の事務局長の説明によりますと、予算は持ち寄り予算だというふうに言われましたが、暫定予算を組んで、そして、新しい町の予算は次の6月定例会で審議をされて、それから執行していくということじゃないんですか。と言いますのは、実は私たち、この合併という問題が起きてから、いろいろ審議もしました。協議もしました。で、ことしの4月1日に合併をしております養父市の例もいろいろお聞きしました。うちの事務局の方に、その当時、養父の事務局にも、それから、この合併協の事務局長にも電話連絡をしておると思うんですが、最初は、今、局長が説明なされたように各

町の持ち寄り予算だというふうに説明を受けました。だとするならば、設置選挙でもいいんじゃないかという意見が大半を占めたわけです。しかし、それから後、いろいろお聞きしておりますと、暫定予算を組んで、そして新しい町の予算は、次の6月の定例会で審議、協議されていくというふうに私はお聞きをしておるんですけども、このお聞きしておるのが私の間違いであれば非常に幸いなことなんですけども、その点について、もう一度きちっとした答弁をいただきたいと思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 説明不足で申しわけございません。今、本城委員が申し述べられましたように各町の予算の持ち寄りになりますけれども、最初の予算といたしましては、やはり暫定予算を最終的には組んだ中で新町がスタートすると。で、新しい町長が誕生しましてから、政策経費等を盛り込んだ予算を調製して、新しい議会での御提案になろうかというふうに考えております。

吉田議長 いいですか、本城委員。

他質疑ございませんか。

井上委員。

井上（源）委員 前回お聞きした中では、3町が17年度の予算編成、これを財政計画に基づいて作成したのを持って寄るということで確認をされたんじゃないかなというふうに思います。それで、それぞれの予算計画については、3町が共通した認識の基に一定のものにして進めていくと。そして、新しい首長ができてから、事業の調整をしながら取り組んでいくというふうに、そのようにお聞きしたんですけど、2号議員さん含めて1号議員さんの考え方がはっきりしてない、我々から見るとそういうふうに思われますので、再度、その辺を確認をさせていただきます。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 新しい町長が政策的経費等を組み込んだもので、新しい議員さん、初めての議会に提案するということを申し上げましたが、その内容は、当然、各町から出てきましたものを十分参考にといいますか、斟酌しながら新しい町長なりの政策的なものにまとめていただいたものが、予算として御提案されるということになりますので、今、井上委員さんがおっしゃられた内容、そのとおりだというふうに思っております。

吉田議長 再度確認したい。一番ポイントとしては、暫定予算ではあるけれど、きちっ

と単町ごとの予算は組み、また、それが議会ともキャッチボールをしながら組んでいって、最終的には調整もあるでしょうけれど、そういうことの作業はやられるということなわけですね。

藤原事務局長 その辺の対議会とのキャッチボール的なことは十分可能だというふうに考えております。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。2号議員でありながら、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思われるかもわかりませんが、私の理解が不足しておるのかもわかりませんが、最初は3町それぞれの町で議会が審議したものを持ち寄って、そして、それが17年度には、そのまま事業展開をしていくというふうに聞いておったんです、最初はですよ。ところが中途から、そうじゃあない、暫定予算を組んで、そして、新しい首長ができてから6月の定例会で審議をしてというふうにお聞きをしました。先程からの局長の説明を聞いておりますと、新しい首長、これはできます。そして、6月の定例会に向けて、首長が議会受けのする、議会に向けた政策を展開していく可能性が出てくるとなると、3町がそれぞれ持ち寄った事業というものが、どこかで削られていく可能性が大いに出てくる。その場合、これはこの中の に関係をしてくるわけではありますが、いわゆるその地域からの議員の数が少ないところは、幾ら協議に、あるいは審議に参加をしておっても、削られたら削られっ放しということが出てきはせんのかなという懸念があるわけです。ですから、3町持ち寄りの予算ということであれば、18年度以降はどうあろうとも、17年度は、そのまま各町で審議したものがルールに乗って進められていくというふうな思いをしておったんですが、最初は、ところが、そうじゃないというふうなことは出てくる。しかし、今また局長の方からは、3町で審議したものが持ち寄ってきて、そして新しい首長の下、新しい議会に提案をされてというふうの説明がありました。どの辺をどの程度の理解をすればいいのか。実際問題として、それぞれの町が空予算を組んでというふうなことはまずできないと思うんです。こんだけ財政が厳しいわけですから。だから、そのようなことはまずしないだろうとは思いますが、しかし、これはやっておかないかん、あれもやっておかないかんということで、ぎりぎりの予算を組むことは目に見えてると思うんです。そういった中で、じゃあ、どこの地域の何をカットしていくのかというふうな問題が出たときに、非常に心配をするというふうに私は思うんですが、いかがでしょう。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 いろいろと御心配いただく向きはわかるんですが、ひとつ合併しますと、今

度は合併後の地方交付税の算定、これは7月に行われるわけございまして、これもこれまで御説明しておりますように、合併したからすぐ新町の方に、例えば2万3,000幾らの人口ということでなくて、旧町のあれを保障するということにもなっておるわけございまして、しかし、各町が予算を組む際に、暫定予算という表現をとっておりますが、その3町になってからの、では交付税どうこうということを見込んでやるのかと、各町が、いうところの一つ問題もあるわけございまして、いろいろな面があると思います。それから、合併特例債充当やる事業、あるいは過疎のところは過疎債充当してやる。香住町さんは過疎でございませぬから、合併を意識すれば過疎町になると言いながら、最初からそのことを組み入れた財政充当ということではできない。いろいろなことがありますから、なかなか今御質問に物差しをぴしっと当てての回答というのは難しさがあるんですが、総じての理論というのは、今、局長が言っているとおりでございまして、我々も養父市に聞いておりますが、今、6月、編成されても、なかなか厳しいというようなことも流れてくるわけございまして、そこで本城委員さんが言われましたように、各町目いっぱい予算を組んで持ち寄ると。その辺がこうして1年間かけてテーブルに着いておるわけですから、財政当局も、あるいは首長も、その歴史をもって、そこは判断されるでありましょうし、そうなくてはならないというふうに思うわけございまして、さらに私自身も逐一そこまで県民局やその辺と問い合わせて念を押しておるというところではございませぬが、その辺は今も一生懸命、各3町の財政持っておる課長、会長あたりが平成32年、今、平成16年ですから、32年、16年先まで今推計やっておるわけですが、なかなか、ではその他の収入がどう伸びるのかなんて、わからない面もあるんですが、そこがいろいろな過去の実績やら、そういうものを判断して、今詰めておる最中でございまして、そこで冒頭挨拶申し上げましたように、5月、ある程度財政のあれが見えてきて、それらを持つての住民説明、こう言っております、思うように予定してるか、そういう数字が、鉛筆でなめるんだったら幾らでもなめますけども、しかしすぐ、もう2年、3年のうちにわかってくることございまして、そういう急遽変更なんていうやなことが許されたもんじゃございませぬし、また、皆さんの期待も、その辺見ておるわけございまして、是非ひとつその辺を御理解願いたいというふうに思います。そして、まだまだこれから先、いよいよ財政計画も決まっておりますから、皆さんにお示しする、そういうところで、今の御期待にぴったりこんがなというところは、さらに我々も御説明等を申し上げていきたいと、こういうふうに思いますんで、ひとつ御理解願いたいというふうに思うわけございまして。

吉田議長 他質疑ございませぬか。

〔質疑なし〕

吉田議長 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りたいと思いますけれど、よろしゅうございますか。

委員長さんは御苦労さまでした。

それでは、報告第24号は承認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、報告第24号、第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会については承認することに決定いたしました。

次に、協議第38号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

協議第38号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。平成16年6月9日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目、2-(3)でございます。議会の議員の定数及び任期の取扱い。1、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。2、新町の議会の議員の定数は20人とする。3、設置選挙に限り、旧町の区域ごとに選挙区を設ける。4、各選挙区の定数は次のとおりとする。美方町の区域3人、村岡町の区域6人、香住町の区域11人。以上でございます。

続きまして、若干、この内容の説明をさせていただきたいと思います。

石垣委員長、朝倉副委員長他13名の委員によりまして、延べ6回の小委員会を開催いたしました。3月13日には協議の参考とするために、3町の議長から議会の意向を拝聴し、ある程度当事者である議員の意見も斟酌しながら、検討協議をしたところでございます。

なお、調整方針に対する若干の説明をさせていただきたいと思いますが、まず、議論の過程で、特に在任特例に関しては十分な議論が必要であるとの意見もございました。そういった中で、特例措置を採用する必要性を明確にしなければいけないわけですが、いろいろな意見はございましたが、この必要性を明確にする意見は特になかったかというふうに理解をいたしております。結果といたしまして、定数上、在任特例を適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行うことになりました。

また、選挙区とその定数に関しましては、大選挙区が理想ではあるけれども、少なくとも合併の過渡期の町づくりのためには、ある程度の議員数を確保すべき方策が必要であるとの意見の下に大方の委員の意見が一致し、それぞれの町の区域に選挙区を設けることになり、その定数につきましても、公職選挙法施行令第9条では、市町村の廃置分合があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区において、選挙すべき当該市町村の議会

の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができるとされておりまして、各選挙区に1人を割り当て、残った人数の17人を人口比例で配分することになりました。結果は、先程申し上げました4番の美方町の区域3人、村岡町の区域6人、香住町の区域11人ということでございます。以上でございます。

吉田議長 朗読と説明は終わりました。

ここで皆さんにお諮りしたいんですが、ちょっと議長を交代して、村岡の議長に議長を務めさせていただきたいと、このように思いますので、どうぞ御了承をお願いしたいと思います。

谷淵副議長 それでは失礼をいたします。吉田議長が御意見を述べる機会を得たいということですので、副議長の私が吉田議長に代わりまして少しの間、議長を務めさせていただきます。

先程、事務局長の朗読と説明は終わりました。

それでは、まず、質疑を受けたいと思いますが、協議第38号についての質疑のある方は挙手をお願いいたします。

本城委員。

本城委員 美方町の本城です。私はこの定数というんですか、1名を張りつけて、あと人口で配分をしたということをお聞きしました。これに異論というわけではないんですが、私はこの合併をする、合併をした4年間に限り、今までからいろいろ言われております、いわゆる海と山とでの定数の配分、美方が何ぼとか村岡が何ぼということじゃなくて、いわゆる海と山とで定数が20であれば10ずつというふうな展開をすべきではないかと。これにしても1期4年間だけなんですよ。その間に海は海なり、山は山なりのいろんな町づくりに精進をしていただきたい。また、話し合いもしていただきたい。このような思いがしておるのですが、小委員会の中で、そういうふうな意見はなかったのかどうか。事務局の方が示された、いわゆる3名を1人ずつ張りつけて、その後は人口配分だというふうなことで協議は終わったのかどうか、その辺も合わせてお聞きをしたいと思います。

谷淵副議長 それでは石垣委員長の方から、委員会の中でそういうお話し合いができたかどうかという質問ですので、答弁をお願いします。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 それでは、小委員会の協議の中での状況、概要を説明させていただきます。

いろいろな意見の中で、本来ですと1選挙区でやるべきだというのが基本に出ておりました。しかし、町によっては激変緩和というようなこともあり、行政に反映、できるだけ

する機会を、議員の減る地域では必要ではないかというような意見も出たところでありま
す。ただ、山と海とが均衡にということまでは具体的な発言はございません。もちろん
基本であります人口ということからいえば、相当な開きがあるということは皆さん御承
知のとおりでございますので、そういう面で、じゃあ、次の段階は選挙区を設けて、ある
程度そういう調整ができる方法はないものかというような議論が出たところでありまして、
それにしましてもどういう積算すべきかというようなこと等も、いろいろと意見の中で
出ました。そういうところで、既に合併しておる先進事例等も参考にする必要があるかな
というようなことから、先進の他府県での事例で1人ずつ張りつけて、それから後は人口比
例というようなことで、お互いにそうなれば減るところもあれば増えるところもあるわけ
ですので、減るところは互譲の精神を持っていただいて、丸くおさまるような形が必要じ
ゃないかというのが、大方の皆さんの気持ちではなかったかなというふうなことで、最終
的に先程報告した数字ということになっております。以上です。

谷淵副議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。確かに先進地の事例ということもあるとは思いますが、
やはり美方、村岡、香住、この3町の合併に関しては、この3町に合った、あるいは3町
の住民が理解のできる方法でこれは決めていくべきであろうと。それにしても1期4年間
だけなんです。あとは1つの選挙区ということになるわけですから、この合併をする、
あるいは合併をした、その1期だけは、ああ小さなところの言うことも少しは意見として
通ったな、そして、大きなところは1期4年間だけ辛抱しようやというふうな、言葉はち
よっと適切でないかもしれませんが、そういうふうな形の上での数の決め方、あるいは先
程申し上げましたように、海と山というのはどうしても生活も文化も歴史も違うわけなん
です。そういうものが違う町同士が合併をしようというふうにしているわけですから、あ
る程度緩和のできる方法を考えていただかなければいけないと、私はこういうふうに思う
んです。ですから、私一人がこういうふうに申し上げておっても、賛同していただける方
がなければどうしようもないわけでありまして、私は最初からそのように考えており
ます。今は亡き中安町長が申されておったんですが、でも、合併当時は定数は法定数一杯
の26だよと、それはもちろん類似団体としては20にしたり18に努力はしてきておる
けども、それはそれなりの経過があって、歴史があった上でいろいろ考えてそこまで来て
おるわけだから、3町が合併をして新たな行政として出発する場合は、定数、法定数一杯
の26、そして、海と山、13、13というふうに最初は分けて、そして議論をしていく
べきだと思うと、こういうふうに亡き中安町長申されておったわけですが、私は全くその
とおりだなというふうに賛同しておったんですが、これは今になってみますと遺言のよう
な形になりましたが、それはさておきまして、定数20に、それが悪いと、あるいは少な
いということは申し上げようとは思いませんが、せめて定数20とするならば、海が10、

山が10、そういうふうな考え方をしていただきたい。以上でございます。

谷渚副議長 答弁はいいですか。

じゃあ、吉田委員。

吉田委員 美方の吉田です。逆に、先程いろいろと積算根拠等を示されて委員会の中ではやられたと、このように言われたとおりでと思うんですけど、示された段階を見ますと、1票の格差は逆にあの事例では大きくなっていると、基本的には2倍以内というのが基本だと、このようには思うんですけど、たしか資料では、かなりの1票差があったようにこれは1つ思います。そういうことで、ある面では確かに理論等きちっとした裏付け等必要だとは思いますが、現実問題、施行令9条、それから8条につきましては、但し書きやそれから均衡を考慮して定めることができるという、ある面ではその辺はうまく調整しながらと、このような条文になっているとこのように思います。そういう意味では、先程本城委員が言いましたように、今回の町づくりの一つのメインであります山と海の特徴を生かした町づくりが、一つの大きな目玉になるのであれば、その中に決して偏ることはないとは思いますが、議員の数というものを均等に、10、10ぐらいに分けていただきまして、是非その辺を配慮していただき、できれば私自身も先程言っておりましたように、なるべく1票格差については考慮しなければならないと、このような立場でございますので、是非その辺を考慮したような形での配分にならないかというふうな思いがありまして、現実的にはここに提案されてます4の部分がちょっと変更できないのかなという修正的な発言でございます。

谷渚副議長 石垣委員長。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 本城委員の話が出ましたもので、定数18から26までの数値に基づいた検討は十分させていただきました。例えば、定数26とした場合には、人口比例によりますと美方が3、村岡が7、香住が16とますます開いてくる、調整の仕様がないうようなことでして、いろんな今の御意見等も踏まえて調整するとしても非常に難しい点があるなというようなことで、やっぱり増えたら増えるほど香住の方が定数が増えるというようなこと等も案の中でいろいろと出ました。そういうようなことから総合的に判断した報告の数字に落ちついたということで報告させていただきます。以上です。

谷渚副議長 他に。

橘委員。

橘委員 香住町の橘です。先程から何人かの委員が発言されておりますけども、私は委員長報告のとおり小委員会の決定に従うべきだとそのように思います。

まず、その理由としましては、小委員会ではいろいろな角度から、また、いろいろな方の意見を聞き、先程発言されました美方町の議長の吉田委員等の意見も聞きながら、それを踏まえて審議をされそのように決定されたわけです。その決定に私たちは従うべきじゃないか、そのように思います。

また、産業の話が出ましたけども、産業というのはその町の人たちによって支えられております。その町の人口によって支えられているわけでありまして。地方自治法にも載っているとおり、定数というのは基本になるのはあくまでも人口であります。その人口を基本にしながら、1名を張りつけて決定された。私はその辺のことも考慮に入れ、委員長報告のとおり従うべきだ。

また、合併の話を進める場合、互譲の精神とか譲り合いの精神ということをよく言われます。そのことは大切なことであり、私もわかっているつもりであります。しかしながら、譲り合う精神が度を超すと、それは譲るということよりもわがままという声に変わり得るんじゃないか、私はそのように思います。もう1点、互譲の精神とともに大切なことは、我慢をする気持ちということも1つは大切になる。譲る気持ちと我慢をする気持ちを織り混ぜ、話を進めながら合併を成功さす。私はそのように思っております。

谷淵副議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。私わがままを言っておるのかもわかりません。しかし、これは、これからずっと新しい町が続く限り、こういう方法で行きましょう、あるいは行けますということじゃないわけです。今、本当に生活も文化も歴史も違った3つの町が一緒になってやっていこうという出発にかかろうとするとこなんです。ですから、せめてその出発をする、出発をしてから4年間だけは何とか皆さん一緒になって頑張っていきましょうというつもりなんです。別に私はわがままをずっと押し通そうという気持ちは毛頭ございません。わがままだというふうに言われるなら、我々はといいますか、私はこの議論からはもう全然発言はできない、していかないということになります。ですから、もう少し柔軟な気持ちで対応していただけたらなというふうな思いがします。

それと、確かに先程委員長の報告の中で、定数を増やしていけばいくほど差が出てくる。それはもちろん人口比率だけでやっていけばそういうふうになるでしょう。しかし、この合併をした、その1期に限ってはこういう方法もとれますよと、わざわざきちっと条文で明記してあるわけですよ、人口に比例しないのでできると。なぜそれをきちっと認識をしていただけないのか。先程委員長の方から報告がありました。1名ずつを張りつけて、あと17名を人口配分にしました。これはなるほど1名を張りつけていただいたわけですから、その部分が出てきておるといいうふうに理解はしておるんです。ですから、私が海と

山と半々に、10名ずつにしていただけませんかというのは、決して美方町3となっておるのを4人にしてくださいということじゃないんですよ。村岡が6人であるのが7名になってもいいわけなんですよ。しかし、今のこの数字で見ると、絶対多数がきちと誰が見てもわかるわけなんです。そういうふうなことで、本当に新しく出発する6月の定例議会で、いろんなものが審議、協議されるわけですけども、本当に我々が心配しないで、そのものが通過をするのかどうか、非常に疑問に思えるんです。その点で私はこのように申し上げておるわけです。決してわがままじゃないんです。

谷淵副議長 村瀬委員。

村瀬委員 香住町の村瀬でございます。今、海と山の話が出ましたので、そういう角度から香住町の中、私見てみます。やはり私たちは漁業関係者ということで、香住町の中から見るとは本当に少人数のちっさな業界でございます。むしろ香住町の中っていうのは、美方町、村岡町に近い方が僕は多いんじゃないかなと思います。そういう意味からいいますと、村岡町の人たち、美方町の議員の人たち、当然香住町の中にはそういう山、いわゆる農業関係の方々から出ておられる実際の役員さん、議員さん、たくさんおられますよね。そういう方と当然連携をとりながら、山と海のバランスっていうものをこれからとっていくというような考え方でやっていかないと、私たちは虐げられているなんていう角度で私たち全然見てませんよ。言うべきことは言わせていただくと。そうしないとお互いが理解できませんから、山だとか海だとか、確かにその環境は違うでしょうけども、香住町の中だって、はっきりとそういう地域的なものっていうのは私たちも感じております。しかし、香住町の町会議員さん、山だとか海だとかって、そういったことを私たちは余り意識したことがございません。ただ、議員の定数につきましては、私は小委員会の中でも申しておりましたけれども、十分慎重に審議をされた経過の中で委員長の方から報告があったわけでございますので、その点、十二分に理解をしていただかなければいけないんじゃないかなと、私はかように考えます。

谷淵副議長 上田委員。

上田(孝)委員 私は議会議員として、議会の原則、ルールについて考えてみたいと思います。

まず、24人の委員の中から、この小委員会を設置するときに協議に皆さん入っていたと思います。あのときにも3号委員にもいろいろあったんですけども、私はこの議員の身分を論ずるのに、まず自分、議員が入るべきじゃない。議員がそん中に入って論ずることは、どんなにすばらしいことを言っても、町民から見れば所詮保身、我が身を守るための議論としかとられない。ですから、今回の小委員会は議員は一切、3号委員の15

人でやるべきだということを手張してきました。そのことも協議の中でおよその賛成がありまして、各町5人ずつの15人の委員さんが確立したわけでありまして。そのときにもう一つ私が申し上げたのは、ここでその小委員会の設置を全体会の中で認められたということは、少なくともその認められた小委員会が、例えどのような結果を出されようとも、その小委員会の決定を最大限尊重するのが良識のある議会人だと、議会議員でありますよ。私はそういう意味でももちろん議会の中では今回の決められた、決定したことにつきましても、個々の議員、いわゆる不満を持つ方もおられるが、我々としては、が、しかし、小委員会に委ねて、そこで6回の協議をされ、自治法、選挙法、特例法、そして他法、そして、もう一つ今度は大きな声で申し上げたいのは、今、美方の議員さんから発言があったんですけども、その美方の委員さんも5人同じように、それぞれの町で恐らく美方の議会の中で、そういう議員との協議があり、すり合わせがあったでしょう。香住町もありました。村岡町もありました。そういうすり合わせをした、そのことをも含めて委員さんが出られて協議をされたんじゃないですか。ですから、私はその委員さんが今出られて協議をされて決められたことに対して、ここでそのことに異論を唱えるということは、我が町の委員さんに対して私は些かどうかな、無視するのであれば、私は失礼だと思っております。各委員に対して。私はそのように思っております。私は原則というものはいろいろ不平不満あろうとも、少なくともその委員会にお願いし、その委員会が慎重審議をされて、今の本城委員なり吉田委員が言われたことも、すべからく十分考えた上での協議をされた私は結果だと思っております。そういった意味から、きょうこの場合は、少なくとも委員長の報告をされた、その報告に私は賛意を示すのが良識あるきょうの全体会ではないかなというふうに考えておりますので、それをよろしくお願いなりを賜りたいと思います。以上です。

谷淵副議長 吉田委員。

吉田委員 今の言葉を返すということではないんですけど、決して我々は3号委員さんがされたことについて、それをけなしたりというふうな思いではございませんし、尊重すべきだと、このように思いますけれど、そうしますと今後、全体会というものの成り立ちを考えましたときに、体質的には全体会の結論が合併協議会の結論になるということでございますので、決して小委員会のまとめをけなしたり、また、それを軽視したりということではないということだけは認識していただけないと、この全体会というものが、かえってほんとに形骸化してしまうということのような気がしましたんで、ちょっと返して申しわけないんですけど、そういうふうな気がしてなりません。だから決して無視しているということではないということだけは御認識していただきたいと、このように思います。

谷淵副議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。今、うちの議長から発言がありましたので、私も同じように別段小委員会を無視してるとか、あるいはそれ以外の何者でもないわけですけども、しかし、考えてみてください。ごく最近でも例がありましたね。豊岡市を含む1市5町の在任特例の小委員会ですね。これが小委員会では在任特例は認めるべきでない、設置選挙をするべきだというふうに決まったものが、合併協議会の中で、でもそれではやっぱりいかんだろうということで在任特例を認めることになりましたね。ですから、小委員会でいろいろ審議をしていただくのは大切なことでありますし、もちろん尊重します。しかし、小委員会から出てきたことでも、この協議会の中でもう一度考え直しをしていただけないでしょうかというふうな意見、これは出てくるのは当然のことなんです。それを頭からぼんと押さえつけられるということになるとするならば、私はこの協議会は何なのかなというふうな思いがするんですけども、いかがなものでしょう。

谷淵副議長 上田委員。

上田(孝)委員 ちょっと誤解をせんようにしていただかないと、頭を押さえつけるかどうか、それらはやめましょうな。私はそのようなことを言ったりしません。私が言ってますのは、美方町の委員さんの5人を含めて、15人の委員さんが全会一致でいいたろうということで決められたことを委員長が報告されたですね。その上で、この全体会でどうかという議論ですよ、そうじゃないですか。私はそのことを尊重したいんだという意見を言っとるのであって、何も他の委員さんがいろいろな発言に対して、私がとやかく言う権利もありませんし、思っておりません、何とも。私の意見は、今言いました委員会の意見を尊重しましょうよという意見ですので、それに対する意見なら十分お聞かせいただきたいと思います。ただそれだけです。

谷淵副議長 石垣委員長。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 私の方から言うのは筋違いだという面もあるかもしれませんが、ただいま1市5町との話が出ましたもので、私の認識では豊岡の1市5町は在任特例を認めると、それに対して区長会が在任特例は認めるべきじゃないと、大勢の委員の経費にしても、それから議場の確保にしてもかなりの金が要ると、そういう陳情をされたら、私も当時区長会の会長をとりましたものでそういう話を聞いておりますし、新聞紙上でもそう出ております。それを小委員会で決定、報告されたものをそのまま全体会で承認されたということで、豊岡は在任特例をとるとというのが実態であろうというふうに私は理解しております。

谷淵副議長 その他御意見ございませんか。

柴崎委員。

柴崎委員 香住の柴崎でございます。今の本城委員さん、あるいは吉田議長さんの方から、いろいろ美方町議会を背景にしたいろんな意見を出していただいたわけですが、まさにそういった御意見は我々十分に勘案させていただいて、その中でどういう方法がいいのかなということを議論したわけでございます。3月13日に各町の議長さんに小委員会にお越しいただきまして、香住町に村岡の議長さん、吉田議長さん、3人にお越しいただきました。それぞれ共通点もございましたけれども、若干違った点もございました。違った点が、今議論しておる点だったなというふうに思っております。我々小委員会のメンバーとしては定数の問題、あるいは選挙区の問題等、日を追って、まさに今、本城さんがおっしゃっています、難しい言葉なんですけど投票価値の不平等、つまり人口が多いところからたくさん議員が出るわけでありますから、どうしても人口の少ない地域は意見が議会の中に反映されないという点では、同じ1票でも価値が違うというような、そういうことを言っておるわけでございます。そんなことも十二分に私は議論させていただいたというふうに思っております。

特に定数の問題につきましても、法定定数はたしか26でございますけれども、いろいろ類似団体のこといろいろあります。18人の定員を2万1,000から3万何ぼ、それから26人の定員になりますと4万近いところもございまして、5万近いところもございまして。非常に幅が広いわけでございます。その中で我々が与えられた条件の中で適切だと思われる、18人がいいかなと思ったんですが、いきなり18人では厳しいだろう。1割増ということで20人でどうだということで定数の問題は落ちつけたわけでございます。

それから、投票区の問題につきましても、本当は大選挙区で、そういう初めから区域を分けないということの方が、選挙区間での融合ということについてはより早く融合できるんじゃないかなというふうに思います。本当はやっぱり大選挙区がいいと思いますけれども、ただいま本城さんおっしゃったようにいろんなことを考えながら、1期だけはその地域の実情を踏まえた中で、そういうふうな旧町単位の方がいいだろうということで、そういうふうにやらせていただいたわけでございます。

従いまして、先程おっしゃられたことにつきましては、小委員会として精一杯私は議論させていただいて、その結果がこういうふうになっている数字だろうというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

また、海と山というふうな、私はそういう対立的な考え方で物事を考えるんじゃなくて、お互いに相互補完、互いの新しい町によって補完されるんだという視点から、むしろ大いに歓迎すべきであるという視点で、私は議論をし、新しい町づくりを考えていくべきじゃないかなと。そして、また、新しい町をつくっていかないかんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺の視点をちょっと変えていただいて、もっと夢の持てるような議論がしたいなというのが正直なところでございます。以上でございます。

谷淵副議長 吉田委員。

吉田委員 相互補完というのは大賛成な意味がありますし、私自身も対比軸として考えて海と山と、このように言ったわけではないもので、むしろ、それぞれが特徴ある発展をすることによって、新町なわけですから、決して片一方だけが発展してはいかんということで、最終的には補完をし合うというふうな思いでございますので。

それともう一つ思ったのが、あのときに最終的には1人と、均等に1人配分するんだということであると、最終的には思ったんですけど、そのときにうちの方から2人という意見も出て、それにはいろんな根拠があるわけなんですけれど、そのときには1票格差の問題を言われて、最終的には1人だというふうなこともなったような経過もあると、このように思っています。そういう意味の中、仮に2人、2人ですと、これがちょうど10、10と、計算をしますと美方町が4で村岡が6で、それから香住が10と、このようになったように思います、あの計算式では。しかし、先程言ったように、1票格差の問題で蹴られたというふうな経過があるなら、それはそれなりの格差を縮める配分でいいのではないかという思いがありますし、現実、今行われている一部事務組合等が、これが均衡を保った形での配分になってるとこのように思っていますし、現実、矢田川、前にもそのようになってるのではないかと私ちょっと思っておるんですけど、そういうことも考慮して、先程言ったことを是非考えていただきたいなとこのように思うんですが。

谷淵副議長 他に。

伊藤委員。

伊藤委員 香住町の伊藤でございます。議員などの小委員会で私述べたんですけども、理想としては選挙区制は大選挙区、全体が一つの選挙区というのがええなということを行いましたし、今もそれが理想的に思っておるわけです。その方が全体の利益を考えてくれる方を議員として、代表者として議会に送れると。そして、選ばれた議員の方も町全体の代表ということで意見が述べやすいし、その辺から言うとそれの方がいいという考えなんです。その中で1票の格差、これもなしになりますので、平等になりますので、そういったことから考えてみるといいかと、理想だなというふうに思っておったんですけども、現実論、いろいろと山、海というようなことを言われるんですけども、地域が広くて長い新しい町である。そして、そういったことを考えたときに地区の産業構造なんかも違いますし、それでも現実論としては一步下がったような格好であるけれども、旧町単位の選挙区でやったらいいなということで、私も賛成して、その後、今の小委員会で話がまとまったわけなんです。そのときに、最初に選挙区の人員配分ですけども、単純に人口比でいったら、これは2、6、12になったわけですね。余りにも美方町激変というか、変化が激し過ぎるということもありますし、そういうことを配分して、3、6、11、そ

の根拠として、最初に1人ずつ配分しておいて、各町に1名ずつ配分しておいて、後の17名を人口比で案分して配分したという格好の数字になってます。そのときに配分の人数を最初に各町に2という意見が出ましたね。2、そうしておいて人口比例に配分していくと、それこそ、4、6、10人、ちょうど今、議長が香住町が10というような格好ですけども、それでいくと、美方町が4になった場合、香住町が10人になった場合、香住町、これだったら1万4,000、それであれば1人の議員の人口というか、これは1,400人で1人の議員が生まれるということなんですが、それで美方町の方を調べてみますと、そのときも出たんですけども、2,640人を4人の議員で配分すると660人で1人の議員なんですかね。片や660人で1人の議員が出てくる、片一方は1,400人で1人の議員が出てくる、そうすると1票が、美方の方の1票が、香住の方では2倍以上の価値があるというような、ちょっと余りにも平等性というんか、人間として同じ人間でありながら重みが違うというような格好になってるということで、激変緩和とか、その設置枠というような格好で、3、6、11というところで小委員会でおさまったわけなんで、だから、その辺でいろいろと配慮した上でこの数字を出しておりますので、いろいろな立場を考えて配慮して出した数字ですので、何とか了解願いたいというふうに思います。以上です。

谷淵副議長 暫時休憩とします。再開は3時10分といたします。

〔 休 憩 〕

谷淵副議長 それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

先程から協議第38号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを御意見を伺っておるわけですが、どなたか御意見ございませんか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。先程から私、いろいろ申し上げてまいりました。それは決して美方町に1人増やしてほしいという言い方をしてはおりません。海と山というふうな表現の中で数を考えていただけないかというふうに申し上げてまいりましたが、実のところ村岡町の一部委員でありますけども、村岡町が別段増やしていただく必要はないというふうにはっきりと申されましたので、私はもうこれ以上申し上げることはございません。いろいろ申し上げて済みませんでした。

谷淵副議長 他に。

井上委員。

井上（源）委員 村岡町の井上です。長時間にわたりまして議員及び農業委員会の任期等について小委員会で十分審議をし、新しい町をつくっていく中で議員定数を含め、また小選挙区制をやって対応していこうと、最初の合併に向けて対応していこうということで我々小委員に属するものは一生懸命に検討してきたわけでございます。これから考えていかななくてはならないということは、3町、新しい町がやはり一つの土俵の中で小さな町も大きな町も、また山の町、海の町それぞれの立場の中で、お互いに町の発展のために十分に取り組みをしていくということが、そのための大事な議員定数含めて、小選挙区、第1回の選挙区制がひかれるということになるわけですから、私たち小委員会の委員長さんも、また御意見もあろうかと思いますが、我々の委員の意見を十分尊重していただき、1号委員さん、2号委員さん含めて、前向きに力一杯取り組んでいけるようなそういう運びにさせていただきたいと、私、お願いをいたします。

谷淵副議長 他に。

それでは、先程本城委員の方から協議38号の件につきましては取り下げというふうにお聞きしましたので。

本城委員 取り下げではない。

谷淵副議長 それでは御意見がかなり出尽くしておりますが、これで採決をとらせていただこうと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

谷淵副議長 それでは御異議なしのようですので、採決をとらせていただきます。本協議38号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

谷淵副議長 起立多数です。4分の3以上でありますので、協議38号は採決にて賛成といたします。

じゃあ、以上で議長席を移らせていただきます。

暫時休憩を行います。

〔休 憩〕

谷淵副議長 休憩を閉じまして委員会を開きます。

先程4分の3を確認をしたというふうに申し上げたのですが、再度、本協議38号については確認をいたしたことに決定いたします。

暫時休憩を行います。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

続きまして、協議39号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 6ページをお願いいたします。

協議第39号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。平成16年6月9日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目2 - (4) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い。

1番、市町村の合併の特例に関する法律第8条の特例は適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。2、農業委員会を設置する単位は、新町に1つの農業委員会とする。3、新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。4、美方町と村岡町を合わせた区域と香住町の区域の2つの選挙区を設ける。5、各選挙区の定数は、有権者数割50%、農地面積割50%とし、次のとおりとする。美方町と村岡町を合わせた区域12人、香住町の区域8人。

若干、御説明をさせていただきたいと思います。農業委員会につきましても2月20日に協議の参考とするため、3町の農業委員会の会長さんから農業委員会の意向を拝聴し、当事者の思いを斟酌しながら検討、協議をしたところでございます。なお農業委員会におきましても、農業委員会の委員の任期等に関する特例により、1年を超えない範囲で在任特例があるわけでございますけれども、これは適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行うことになりました。また、選挙区の区域設定でございますけれども、美方町が農地面積、それから基準農業者数で選挙区の基準を満たすことができませんでしたので、美方町と村岡町を合わせた区域と香住町の区域の2選挙区を設けることとし、その定数に関しましても、原則、選挙人の数による比例配分ではなく地域の事情を考慮しまして、有権者数50%、農地面積割50%とし、それぞれ美方町と村岡町を合わせた区域12人、香住町の区域8人としております。以上でございます。

吉田議長 説明が終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。質疑はござい

ませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので、次に御意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

上田委員。

上田（孝）委員 この案件につきましても、私も先程賛成の意味を込めての意見を申し上げましたとおりで、この件につきましても15名の委員さんがいろいろな地域の状況、そして、法令等の角度、そうしたものを十二分に勘案をしながら慎重に審議をされ、全会一致で決められたというふうに思っております。

以上の理由から、この提案につきましても全会一致で賛成すべきであろうということをお願いしたいと思います。以上です。

吉田議長 他御意見ございませんか。

ないようでございますので、協議第39号については、確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第39号は、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第40号、水道・下水道事務事業の取扱い（その1）についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 9ページをお願いいたします。

協議第40号、水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について。水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。平成16年6月9日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3 - (12) 、各種事務事業の取扱い、水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）でございます。

1、水道に関すること。(1) 上水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2) 簡易水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(3) 加入金(分担金)は、合併時に香住町の上水道の例により統一する。(4) 使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整す

る。

2、下水道に関すること。(1)下水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2)受益者負担金(分担金)は、合併時に香住町の例により再編する。(3)使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整する。

これらの調整方針に若干説明をさせていただきたいと思います。まず1番の水道に関することの1番と(1)(2)の関係でございますけれども、上水道施設は香住町に1施設ございます。簡易水道施設は美方町に2施設、村岡町に11施設、香住町に13施設ございますけれども、これら公有財産につきましては、先の財産の取り扱いの協議の中で、すべて新町に引き継ぐ御確認をいただいておりますので、この調整方針に従い、現行のとおり新町へ引き継ぐことにいたしております。これらの3町の資料につきましては、10ページから14ページまで、それぞれ3町の施設の現状を資料としてつけさせていただいております。

それから4番目の使用料は、平成20年度を目途にということでございますけれども、加入金、分担金は合併時に香住町の上水道の例により統一するということでございます。香住町には、現在、上水道と簡易水道それぞれ分担金がございますけれども、この際、上水道に一本化した上水道の例により統一するということにいたしております。

それから(4)でございますけれども、使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整する関係でございます。住民の日常生活に欠くことのできない水道使用料につきましては、前回の合併協議会の使用料、手数料の取扱いについての中で、上下水道施設は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則及び健全な財政運営の観点から、適正な料金について、合併後、可能な限り早期に統一する方向で早期に調整することが確認されておりますけれども、平均的一般家庭が20トン、30トンを使用したと仮定した場合、最大で1.64倍と料金格差が大きいこと等の事情によりまして、合併後3年間は不均一料金とし、4年目の平成20年度から統一する方向で調整することにいたしております。

資料につきましては、16ページに3町のそれぞれの料金体系載せておりますし、17ページに口径13ミリの場合の3町の比較表を載せておりますが、この中の30立米、これが平均的な一般家庭の使用料ということ仮定しますと、2,500円から4,100円の格差がございます、1.6倍、その格差があるわけでございますけれども、これを一度に、合併時に解消するということについては困難性がございますので、20年度に統一する方向ということにいたしております。

それから2番目の下水道に関することの下水道施設の関係でございますけれども、現在3町では公共下水道施設が8施設、農業集落排水処理施設が5施設、コミュニティープラントが5施設、漁業集落排水処理施設が1施設、小規模集合排水施設が2施設、合併処理浄化槽が62施設、さらに個別排水処理施設が26施設ございますけれども、これらも水道施設と同様な考え方で、現行のとおり新町へ引き継ぐことにいたしております。この関係の資料も18ページから23ページまで、それぞれ3町の現状をつけさせていただいて

おります。

それから、(2)の受益者負担金(分担金)につきまして、合併時に香住町の例に再編するという調整の内容でございますけれども、下水道施設の分担につきましては、現在村岡町が18万円、美方町が30万円、香住町が40万円と大きな差異があるわけでございますけれども、合併後も下水道事業の施行が予定されておりますのが、香住町の区域だけでございますので、ここで香住町区域の分担金のバランスが崩れますと、従来負担との公平を欠くこととなりますので、香住町の例により再編することにいたしております。なお、美方町、村岡町の関係につきましては、新規加入者がこの対象になるだろうという理解をいたしております。

それから、(3)の使用料の関係でございますけれども、水道料金のところでも御説明させていただきましたけれども、下水道料金についても、前回の協議会で調整方針の御確認をいただいたところでございます。従いまして、下水道の使用料につきましても、ある程度、その方針に沿ったものでなければいけないと考えるところでありますけれども、現在の3町を考えてみますと、3町の下水道料金の格差が大きいこと、例えば一般家庭の平均的な30トンでは最大1.36倍、事業所の500トンクラスになりますと、最大1.53倍となっております。加入分担金につきましても、最大2.22倍の格差があることによる基金の額に大きな差異があること。それから3番目に、使用料設定の考え方にいたしましても、町によって福祉施策的な考え方、あるいは産業振興施策を加味した考え方等、勘案しました料金設定の違いがあること。それから直近の改定時期、それぞれ3町で平成9年から16年にかけて料金改定をされております。それらの違い等によること等の諸事情によりまして、合併後、これら公共料金を早期に統一し、町民の一体性を図る必要があるわけでございますけれども、調整方針としましては3年間は不均一料金としまして、4年目の平成20年度から統一する方向で調整することにいたしております。

なお、先程申し上げました3町の下水道料金の比較表が24ページにございます。10トンから100トンまでの累進であるわけでございますけれども、平均的な30トンのところで、先程申し上げました1.36倍、ここの全体を通じましては1.21倍から1.36倍の格差がございますので、これにつきましても20年度を目途に統一したいという考え方でございます。因みに26ページには、水道料金と下水道料金の合計額の3町比較表をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

吉田議長 以上で説明は終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。ちょっと方向性をお尋ねしたいんです。平成20年度を目途に調整をしていくと、上水、下水両方ですね。今説明がありましたように、かなりの格差があるわけですが、方向性としては何とか安い方に調整をしていくということなのか、いやいや、これから大変だから高い方に調整していかなくては仕方がないというふうに思われているのか。と申しますのは、今現実に使用料を安くしておるところは、それなりに今までいろんな方法で負担をしていただいたりしておると思うんですよね。にもかかわらず、高い方向に持っていくということになると、今まで負担をしてしんどい目してきたことが何だったのかなというふうな、住民の思いがありはしないかなというようなことが言えると思うんです。ですから、はっきりとしたことは言えないとは思いますが、方向性だけお聞かせをいただきたいと思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 現在どこの町の料金に合わせるということについては、現在のところ、まだ確定しておりませんが、考え方といたしましては、健全な財政運営を考慮する中で、料金体系を決めていく必要があるだろうというふうに考えております。その基本が、現在、財政計画策定中であるわけでございますけれども、財政シミュレーション等考えてみますと、健全経営を考えていかなくては、新町の財政運営は大変厳しいものがあるということでございますので、現時点では健全な財政運営の方向で検討したいというふうに考えております。

岩槻会長 余り期待するように、低い方に合わせるということはなかなか言えない部分がございます。例えば過去やりました下水道にしても、これ見ていただきますと40万から取っておる町もある、30万の町もある、あるいは18万の町もある。では、その差額はどうなっておるかということになりますと、中身をやりますと、一般財源の繰り出しが増えていくと。あるいは基金が償還に充てれば底をつく状況にあるとか、いろいろな形態がございます。その辺を健全財政、今シミュレーション、財政やっておりますけれども、そうすると、全部が全部もう安い方に合わせるというわけにはなかなかいかない面があるということですが、我々とすれば、慎重にこの辺も検討をやって取り組んでいく必要があるというふうに見ておるわけですが、何といたしましても情報公開とか、そういうことも非常に大事になってくるわけですので、今後さらにお約束しているように、今後、合併についての住民説明会、そういうときの財政計画、そういうものも示す時期がやがてくるわけですが、そういう中で、このことといたしましうか、他にもまた保育料からいろいろ、もう数多くあるわけですが、ただ安い方に、一番いいのは安い方に合わせればいいでしょう。そうはいかない面があるということも、是非委員の皆さんにもひとつ御認識をいただいております。

に思っておりますので、安易にするというものじゃございません。慎重にそういうものはやっていかなきゃならないと、こう思っております。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。恐らく会長さんとしてはそのような御答弁だろうなという想像はいたしております。しかしながら、例えば下水の方で30万の負担金を払ってる、工事も含めてですね、それから40万の負担金を払ってる、そして18万がある。従って、18万の負担金を払っているところは、どうしても使用料が高くなりますわね。そうなりますと、例えば、そこに合わせていくような方法をとろうとすれば、30万、40万を負担金を払った住民にしては、何をやってんだと。それだったら我々も18万の負担金でいいじゃないかというような住民感情もあるだろうと思うんです。

ですから、もちろん健全な財政ということは、これ、今そういうことを目論まないといけなから合併ということになってる、これもう十分認識はしとるんです。しかしながら、3町の合併のうたい文句の中の一つに、負担は軽く、サービスは高くというふうなことが出てますね。私はいろいろお話しする中では、負担は軽くはなりませんよ、それからサービスは高くはなりませんよ、むしろ下がるかもしれないけども、どこまで辛抱するのか、下がるのをどこに線を引くのかということが、我々の仕事ですというふうに説明はしております。

しかしながら、さっき申し上げたように負担金と同じ金額であれば、まだ、住民感情的にも理解はできると思うんですが、18万、30万、40万というふうな負担金に、それだけの差があるとするなら、じゃあ俺たちも18万払っておけばよかったなというようなことに、やっぱりなると思うんです。ですから、その辺は十分に斟酌をしていただいた検討をお願いしたいと、このように思います。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 今、下水道の例で、これは端的にそういう差があるわけでございまして、例に出しておるわけですが、目的税であろう国保税にしましても、いろいろな面もありますし、今度は給付がどうかというようなならみ合わせもあったり、すべてのことでそういう町の特色もあって、制度的におやりになってることはたくさん他にもあるわけでございます。それをどう調整やるのかということでございますから、合併の時点ではこういう表現をとらざるを得ないという部分がございます。しかし、御指摘のように、慎重にやっていかななくてはならない。最終的には、また、合併の協議会の議決は各町でやりますが、新町になってからやるところもあるわけでございまして、その辺は十分な説明をやって、住民の理解を得られる努力はしなくてはならない問題だというふうな実際の紙を見る

とつくづく思っておりますので、御意見の趣旨はきちっと押さえていかななくてはならない、
こう思っております。

吉田議長 他質疑ございますか。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村でございます。下水道に係る受益者負担金については、
合併時に香住町の例により再編するということになっております。これで単純な質問なん
ですけども、22ページの香住町のいわゆる分担金が1口当たり40万ということでござ
います。これは平成23年度までに加入したものが40万なのかどうかということが1点
と、それから、もし23年度までであるなら、それ以降、24年度以降に新たに加入の場
合には幾らなのか、また、そのときの公共柵までの工事費は誰が負担するのか、この辺に
ついて教えていただきたいと思えます。

吉田議長 専門部会長、答弁お願いしたいんですが。

見塚専門部会長 上下水道専門部会長の見塚でございます。まず、負担金、分担金の関
係ですが、香住町の例ということにしていますので、このことが改定されない限り、この
金額というのは続いていくものだという考え方をしております。

それから新規加入になる場合の本管あるいは公共柵までの接続の管については、現在各
町、取扱いがまちまちでございます。これはその場所が、整備が終わった場所の取扱いが
まちまちというふうに考えていただいたらいいんですが、整備が終わった後に新たに加入
したいと考えたときの考え方です。このことについては、今後3町で協議を進めて同じ取
り組みをしていきたいという考え方をしております。今のところそこまでまとめておりま
す。以上です。

吉田議長 他質疑ございますか。

ちょっとお聞きしたいんですけど、専門部会長に、現実、今、香住町の場合はそういう
整備されてるところもありますけれど、それぞれ内規的なものがあるって、この加入金につ
いてはいろいろとケース・バイ・ケースでやっておると思うんですが、現実、今、香住町
はどういうふうなスタイルをとられているのか、1点お聞きしたい。

それと美方町、村岡町の場合には、ほぼ完了して供給しとるわけなんですけれど、整備
率等はどのぐらいになってるのか。殆ど整備しとったら、少々上がってもいいのではない
かなという部分もあるんですけど、少ないようでしたら急に上がるというふうなことも
あるんで、その辺のことをちょっとお聞きしたいなと思えます。

専門部会長、お願いします。

見塚専門部会長 専門部会の見塚です。整備の状況ですが、香住町は全部で集合処理区、11集合処理区ありまして、その内10集合処理区、といいますのはこの地域ですが、旧香住区域と、中心部を除いてすべて整備は一応終わっておるということになっております。この地域を公共下水道事業でやってまして、3月27日に一部供用開始いたしました。約3分の1ですが、整備をいたしまして、後残りの3分の2の人口分の管渠の整備、あるいは処理場の増設等が残っております。大体あと合併後3年ぐらいの間で管渠の整備を終えたいという考え方をしております。この辺は国の補助金等の状況がどう変わるかわかりませんので、一概には言えませんが、今の計画のとおりに進めば、そのようなことで終わるんじゃないかなというふうに考えております。

それから他町の関係ですが、美方町は面整備、それから施設の整備すべて終わっております。それから村岡町が今年度で面整備、施設も含めましてですが、小規模の処理場でございますけども、今年度で整備が終わると。それから特環の1処理区の管渠も今年度で終わるという状況でございます。

吉田議長 じゃ、いいですか。ちょっとお聞きしたかったんと、ちょっと私の質疑の仕方がおかしかったかもわかりませんが、まず1点が加入金に当たっても、例えば美方町の場合には内規がいろいろとあるわけですね。例えば整備内、整備区外とかいろいろとあるわけですね。それを香住の場合にはどうなるとするのかということをお聞きしたいわけです。別に美方町のことを聞きたいとは思ってない、香住町の例に倣うということがあるもんで、一つはどういうふうにやるとするのかということをお聞きしたいということ。

それともう一つ、美方町と村岡町のお聞きしたかったのは、美方町はわかるんですけど、村岡町もそうなんですけど、今、整備はしてないんだけど、したいと思った場合に17年度にはいきなり今度は40万に上がっちゃうわけですね、これからしますと、18万ですけど、今、そうしますと。そういうことがあるもんで、例えばそれがほとんど加入されるという人が加入されておったら、別に40万になったところで新規にというふうな扱いになるんですけど、そういうふうな思いがあって、現実どういうぐらいなことになっているのか。地区の整備率じゃなくて、という意味です。

見塚専門部会長 いわゆる負担金の徴収年度という考え方をした方がいいのかなというふうに思うんですが、現在、村岡、美方におきましては、加入の意思のある家庭におきましては、分担金は合併までにはすべて徴収が終わるという考え方でございます。香住町は分担金の徴収を、周辺の10処理区についてはすべて終わっていると。この香住の区域の公共事業については、面整備を始めた年から10万円を4年間にわたって支払っていただくということにしております。だから、まだ、面的整備が終わってない地区にあっては、その整備を入った年から4年間、10万円ずつ40万円いただくという制度にしております。

それから初めの方に質問があった新規加入のときの負担金、あるいは管の整備の考え方

ですね。香住町も内規的なものを持っておりまして、面整備が終わった場所に新規の加入がある場合、そこに本管が通ってる場合と通ってない場合、いろいろあると思います。そのことも含めまして内規を持ってあります。例えば本管がそこに通ってる場合については、もちろん負担金の40万円は必要ですし、それから本管から公共柵までの工事については、まず供用開始をした区域であればすべて本人さんといいますか、新規加入者の負担となります。それからまだ供用開始をしていない、面整備の期間中ということがございます。その場合については40万円の負担金はもちろんですが、管の材料代程度をいただくと、大体2万円程度になりますが、そのものを余分に負担いただくということになります。施行は町がすることにしてあります。そのようなことがあります。

それから本管が入ってない場合、これはまだ非常に難しい問題がございます。これはその地域をどのような事業でやってるかによって、大きな差がありますので、例えば公共事業、特環事業ですと、事業の終了っていうのは基本的にはございません。認可を受ければ事業期間をずっと延ばしていけるというような問題がありますので、この辺が今後3町で統一していかないけん問題ですので、統一していこうという考え方を持っております。以上でございます。

吉田議長 他質疑ございますか。

本城委員。

本城委員 美方町の本城です。先程専門部会長の説明で、合併後3年ぐらいで整備を終わりたい、終われるだろうと、予算の関係もあるけどもというふうにおっしゃったわけですが、資料の25ページですね、これを見ますと平成23年度までというふうになっておって、半分ぐらいな期間で整備ができるのかどうか、これちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

吉田議長 専門部会長。

見塚専門部会長 説明不足で大変申しわけありませんでした。3年ぐらいでというのは、今現在、住民さんが住んでおられる区域に管渠、面的な整備を終えたいというのが3年でございます。23年までというのはどういうことかといいますと、香住町は処理場の整備を一度に行っておりません。全体の計画を、処理できる能力を4分の1ずつ整備をしようという考え方をしております。現在では土木工事、全部で4つって言いましたが、4分の2の整備を終えておりますし、それから電気機械については4分の1の整備を終えておる。といいますのは、水が入ってこないのに余分な施設を一番初めからつくって投資をしたくない、水の入ってくる量に応じて投資をしていきたいという考え方です。機械物というのは耐用年数、非常に短いものがあります。使わないのに水につけていて腐らすということも

できませんので、香住町の考え方は水の量に応じた施設っていいですか、処理場の建設をやっていきたいと考えておりますので、今のところでは23年頃まで処理場の建設にかかっていきたいという考え方でございます。

吉田議長 他質疑ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、御意見等ございましたらお聞きしたいと思いますが、ございませんか。

では、ないようでございますので、協議40号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第40号については確認することに決定いたしました。

続いて、協議第41号、福祉関係事務事業の取扱い(その1)についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 30ページをご覧いただきたいと思います。

協議第41号、福祉関係事務事業の取扱い(その1)について。福祉関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。平成16年6月9日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(12)でございます。各種事務事業の取扱い、福祉関係事務事業の取扱い。

保育に関すること。1、町立保育施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。2、保育料について。(1)保育料は、村岡町の例を基準として、合併時に再編する。(2)同一世帯から2人以上の児童の入所及び母子世帯等の児童の入所がある場合の減免措置は、国の基準により合併時に統一する。3、障害児保育事業は、村岡町の制度を基に調整し、合併時に統一する。4、延長保育事業は、現行の3町の制度を基に調整し、合併時に再編する。5、一時保育事業は、村岡町、香住町の制度を基に調整し、合併時に再編する。6、私立保育所運営支援事業は、村岡町、香住町の制度を基に調整し、合併時に再編する。7、僻地保育所の運営は、現行のとおり新町へ引き継ぐが、協力費、保育サービスの内容は、合併後に検討する。8、村岡町が実施している保育所通園バスの運行に関することは、現行のと

おり新町へ引き継ぐ。

若干説明をさせていただきたいと思います。まず、1番の町立保育施設の関係でございますが、次の31ページに資料をつけておりますけれども、3町におきます町立保育施設は、美方町には休園施設を含めて3施設、村岡町、香住町が各1施設の5施設がございます。それらの町立保育施設は、財産の取扱いの調整方針に沿って、現行のとおり新町へ引き継ぐというものであります。

2番の保育料でございますけれども、村岡町の例を基準として合併時に再編する内容でございます。資料としましては、32ページに3町の現状をつけさせていただいております。保育料の現況比較では、美方町、村岡町は国の基準に準じて3歳児未満と3歳児以上に分かれて、階層も7階層に設定されておりますけれども、香住町におきましては3歳児未満、3歳児、それから4歳児以上の3区分に分かれ、階層区分につきましても4から6階層がさらに細分化した保育料の設定になっております。これは、その階層の中で限りなく下位の階層に近いものと、反対に限りなく上位の階層に近いものを区分することによりまして、国の同一階層での所得区分の乖離をできるだけ小幅にした料金体系が現実的であるという考え方によるものと思われるわけでございまして、これら3町の保育料の現状を但馬管内におきます他市町との比較では、村岡町の保育料が比較的低位に位置しておりますけれども、これは少子高齢化時代におきます子育て、子育て及び若者の定住等を施策の柱として推進されている現れでございまして、合併後もこれらの施策を継続すべきとの観点から、村岡町の例を基準といたしまして、合併時に再編するものでございます。

2番目の同一世帯に2人以上の児童の入所がある場合の関係でございますけれども、これにつきましては33ページに各町の現状を資料としてつけさせていただいております。

保育料の減免措置につきましては、3町間で若干の違いがございます。例えば美方町では階層区分が1本であるのに対しまして、村岡町、香住町は2階層に分類されております。同一世帯から2人以上の児童が入所している場合を考えると、美方町では、最も徴収基準額が低い児童が徴収金基準額の2分の1、2人目、3人目の児童が徴収金基準額、それから4人目の児童が徴収金基準額の10分の1になっておりますけれども、村岡町、香住町では最も徴収金基準額が低い児童は徴収金基準額でいただくことにしておりまして、それに続く児童が徴収金基準額の2分の1、3人目が10分の1になっている等の違いがございますので、これらを国の基準により合併時に統一することにいたしております。

それから、3番目の障害児保育事業でございますけれども、34ページに資料をつけさせていただいております。対象でありますとか補助金につきましては、村岡町、香住町でこの制度を実施しておるわけでございますけれども、補助金の額の算定ですとか基準が若干違いがございまして、これらを村岡町の制度を基に調整しまして、合併時に統一するというものでございます。

それから、延長保育事業でございますけれども、中程の資料がその資料でございます。これにつきましても美方町は補助金はございませんけれども、村岡町と香住町で補助金を

出しておりますが、その交付の内容は若干相違がございますし、保育料につきましても美方町、村岡町は徴収しておられますけれども、香住町は無料としております。こういった違いを現行の3町の制度を基に調整しまして、合併時に再編するというものでございます。

それから一時保育事業の関係でございますけれども、この制度はご覧のように村岡町と香住町で実施している制度でございます。保育料につきましては、村岡町の場合は1、2歳児、3、4歳児という区分化され、さらに1日、半日、その中には給食があるなしで保育料が決められておりますけれども、香住町の場合は1日2,000円という統一した考え方でございます。こういったことがございますので、村岡町、香住町の制度を基に調整しまして、合併時に再編するというにいたしております。

それから35ページに、私立保育所運営支援事業の内容をつけさせていただいております。これにつきましても村岡町、香住町でほぼ同様の制度を設けておるわけでございますけれども、村岡町では保育所の施設整備に対する補助制度を設けておられます。そういったことと3町での違いがございますので、村岡町、香住町の制度を基に調整しまして合併時に再編するというにいたしております。

それから僻地保育所に関するところでございますけれども、これは美方町だけ該当がございます。従いまして、運営は現行のとおり新町へ引き継ぎまして、協力費、保育サービスの内容は合併後に検討するというにいたしております。

それから36ページでございますけれども、通園バスの関係でございますが、3町の中で現在、村岡町がこの通園バスの制度を実施されております。従いまして、通園バスの運行に関することは、現行のとおり新町へ引き継ぐということにいたしております。

以上で御説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、御意見等ございましたら。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。ちょっと1点お伺いをしておきたいんですが、この通園バスですね、これは現在、村岡町だけの実施ということなんですが、これをそのまま合併に持ち込むということ、これはもう十分理解できるんですが、例えば美方町、香住町あたりで、その後こういう通園バスというふうな制度を入れる場合、どういうふうにお考えなのか。もうこれは村岡町だけの特権であるから、もうこれ以外はだめだということなのか、その辺についてお聞きしたいと思うんです。

吉田議長 会長、答弁をお願いします。

岩槻会長 これも随分と検討をやりました。私のところは実は、僻地保育所を昨年5つ廃止して民間に持っていった。その年でやっておるわけですし、香住町も私立の保育所があると。それについても検討の中で同じ考えをしていかななくてはならないではないかということが、既に論議を我々もしておりますし、もし今御指摘のように、美方町でそういうことがおやりになるということになれば、一つの町になるわけでございますから、共通の認識でいかななくてはならないではないかと、こういうふうにしておるわけでございます。これは新町で御判断いただくということでございます。

吉田議長 他御意見ございますか。

先程、これは答弁としては新町だと、このような答弁になるかと思うんですけど、現実問題、先程保育料については村岡町の例を基準とし、合併時に再編すると。そういう中で少子化対策の一環として、村岡町が一番低位にありそれにふさわしいだろうと、このような考えのことで保育料はそちらの方に決定すると、これは非常にいい方向だと、このように私思うんですけど。全体的にそういうポリシーといいますか、基本原則といいますか、考え方を下にやっていただきたいなど。といいますのは、高齢化ということはもちろんなんですけども、それにプラス少子化というものをきっちりと、仕上げていく必要があるのではないかと、このように思っています。多少、聖域は設けないというふうなこともわかりますけれど、政策としてこの辺のことはきちっと、私としては新町の町長さんをお願いするしかないと思うんですけど、この協議会としてもそのような御意見をきちっと出していきたいなと私自身は思っています。その辺についてどう考えられているのか。例えば専門部会等でも結構かと思うんですけど、どうでしょう。

専門部会長、お願いします。

田淵専門部会長 失礼します。美方町の田淵でございます。保育所の保育料につきましては、先程事務局長が申し上げましたように一つの少子化、それから子育て支援ということの中で、今回、このような保育料につきましては設定をさせていただこうということで提案をさせていただいてるわけでございます。その他等々にもあるのかもわかりませんが、基本的な部分ではそういう部分が必要であろうというふうに思うところでございます。以上でございます。

岩槻会長 少子高齢化、むしろ高齢化でなくて少子化対策、これ、国も今いろいろと声を大にしていたしておりますし、県下の中で私自身も、いろいろ僻地保育所を5つ廃止するときには相当な、議員さん方もおりますけども、かなり抵抗もあったわけでございますけども、やらせていただいたと。例えば、わかりやすく言いますと、相岡は当時3人しか

園児がいないのに、2人の保育士を正職等つけるというようなことを考えてみると、本当にそれで情操豊かな、僻地といいながら教育ができるのかなということをございまして、実際やってみると、もう例えば、初め40人の定員のところが定員増で60人まで広げて、本当に運動会にしる、お遊戯会にしる、すばらしいあれができておるわけですし、ああいいう中で感性豊かなものが育つなという実態を目で見えておるわけですが、子育てというのは大事でございますから、一つの、これから新町になりましても恐らくその首長たる方は、そういう重点的におやりになるのではないかなと、私は期待をするわけですし、淡路の中には1町だけ、2子以上は保育料は無料と、そんなことをおやりになっておる、今もやっておるのかどうか知りませんが、そういう町もあるということでございますから、いろいろなまた政策的な面では大きな財政力の中でどういう政策がとれるのか、私たちは、私自身も期待をしたいものだと、そんなことを思います。

吉田議長 谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。先程から少子化問題に対するいろいろな施策が講じられております。私は今、我々のところに一番大事なものは少子化どうするかという問題であると思いますので、施設においても、あるいは保育料についてもできるだけ少子化対策の中に取り入れていただいて、実行していただきたいというふうに考えております。以上です。

吉田議長 他意見ございましたら、お聞きします。

柴崎委員。

柴崎委員 柴崎でございます。きょうは保育園のことがテーマで上がっておるわけですが、幼稚園の問題はまた別の分野で議論をしないといかんという、いわゆる文部省と厚生省の違い、縦割りの弊害が出とるわけですが、方向として子供たちは少なくなる、しかし、なかなか職員は削れないというふうな共通の悩みがあるわけですが、そのあたり幼保一元化っていうのでしょうかね、できるだけ子供に目線を合わせて、行政のそういうふうな縦割りの弊害がないように、ひとつ工夫をしつつ、お願いをしたいなというふうに思っております、きょうもこうして保育園だけしか出てこないんですが、本当は、いわゆる少子化対策として2つのものを同じテーブルで議論しないといかんのじゃないか。事務方の皆さんにちょっとお願いしたいのは、そのあたりの連携をひとつうまくいくようお願いをしときたいと思います。以上でございます。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 現在、保育所は児童福祉法に基づいてやっておるわけですし、幼稚園になりますと学校教育法の中で幼稚園というのは、今の法律論を言うんですが、なっておるわけですが、国も今、幼保一体ということによっておりますから、恐らくそういう基準の法律も、そういうふうに変更されて、政策的に子育てということでおやりになるだろうなと思っています。しかし、例えば養父郡の関宮あたりは、既に前から幼保一体でおやりになっておる町もあるということがございますから、そういう方向になるだろうなということだと思います。

吉田議長 他、ございますか。
谷淵委員。

谷淵委員 少子化と小児科の問題も、この際、真剣に考えていただかなかつたら、お子さんを持つての方々は、今の小児科の現状を、村岡病院見ましても、あるいは香住病院見ましても、不安があると思うので、少子化、医師の問題も、これは真剣に取り組んでいただきたいというふうに御意見として申し上げておきます。

吉田議長 他、ございますか。
ないようでございますので、協議第41号は、確認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声ございましたので、協議第41号は、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第42号、合併の期日の変更についての件を議題といたします。
説明を事務局長にさせますので、よろしく願いいたします。
事務局長。

藤原事務局長 40ページをお願いしたいと思います。

協議第42号、合併の期日の変更について。合併の期日の変更について協議する。平成16年6月9日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目1 - (2) 合併の期日。

平成15年12月24日に開催した第1回合併協議会において確認された合併の期日について、下記のとおり改める。記。「平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする。」を「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」に改める。

41ページをご覧いただきたいと思います。

合併期日を平成17年4月1日とする理由でございます。従来の合併特例法においては、平成17年3月31日までに合併が行われることを要件としているため、本協議会も「平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする。」としていた。このほど同法の改正があり、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては現行合併特例法の規定を適用することとなった。合併の期日は、本来、通常の会計年度の始期と合わせることが最も妥当であり、従って、合併期日を平成17年4月1日とする。

若干の説明を加えさせていただきたいと思います。多少重複する部分もありますが、お許しいただきたいと思います。

第1回合併協議会、昨年12月24日で行っていただきましたけれども、平成17年3月31日までに合併する、平成17年3月1日を目標期日とすることが確認されておりますけれども、その際、調整方針の資料説明の中で、次のことを申し上げておりました。それは、但し、市町村の合併の特例に関する法律の改正の動向を考慮するものとするということでございます。これは当時、合併特例法の一部改正がなされる情報がございましたので、確認の参考といたしまして申し上げたわけでございますが、このたび、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律が可決成立いたしましたので、合併期日を平成17年4月1日に変更することの御提案をさせていただくものであります。

なお、合併期日を平成17年4月1日に変更する理由は、先程申し上げたとおりでございますけれども、地方交付税の合併算定替えでも算定期間が1年延長される等有利な運用ができることとなります。それは交付税の算定基準日が4月1日となっていることから、平成17年3月1日の合併では、合併の日の属する年度、すなわち平成16年度となり、1年目の合併算定替えのメリットはないに等しいものでありますけれども、反面、合併の期日を平成17年4月1日にしますと、合併算定替えが17年度をスタートとし、1年目から合併算定替えの恩恵を受けることとなります。合併算定替えの期間と、それに続きます激変緩和期間、これは5年でございますけれども、通算16年間で約10億円の地方交付税が増加することとなります。財政基盤が脆弱な団体にとっては大きなメリットがあることになるわけでございます。

因みに他の合併協議会の合併期日の変更の動きでございますけれども、朝来郡、それから津名郡がこれまで平成17年の3月の合併期日をいたしておりましたけれども、いずれも4月1日に変更することが報告され、承認されております。なお、近隣の北但合併協、それから浜坂、温泉町の合併協議会でも合併期日を4月1日に変更することが現在検討中であるということの情報も得ております。以上でございます。

吉田議長 質疑、御意見等ございましたらお受けしたいと、このように思います。ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 御意見がないようでございますので、協議第42号は、確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第42号、合併期日の変更については、確認することに決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項はすべて終わりました。

次に、次回以降の合併協議に際して、特に御意見、御提言等がございましたらお伺いしたいと思いますが、特にございませんでしょうか。

石垣委員 ちょっと、じゃあ1点だけよろしいですか。済みません、きょうは。

吉田議長 いいですか、ありますか。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。実は初め6月30日の予定の通知をいただいたのが、何か都合で6日延期になったと、ほん最近の話ですので、いろいろ都合があるんでしょうけども、あんまり変更、前回にもそういう意見が出たと思いますけども、私の方もこれ、ちょっと他の行事でよその方へ出かける予定にしておりました。やっぱり合併の方が大事だからそっちの方はもうやめざるを得んかなというふうな思いもしておりますけど、この予定も、ちょっと神戸の方で重要な会議ですのでね、本当は出たいんですけどもやむを得んなと思いますので。変更の場合には早目をお願いしたいなというふうに思います。以上です。

吉田議長 じゃあ、そのように会長の方とも調整しながら、事務局にそういうふうにさせますので、よろしくをお願いします。

それと1点だけよろしいですか。先程定数について云々ということは採決したんですが、1点、それに伴う地域審議会というものが現状どうなってるのか。といいますのは、現実、これは庁舎との絡みも出てこようかとは思いますが、合併特例法の改定等も可決されますし、その辺の絡み等もありますし、今回の改定にはかなり地域審議会での権限等の付与というものもありまして、現実、小委員会の中では、そういうことも検討したらどうだろうという御意見もあり、また、地域審議会の参考資料というものも出されてきたわけでございますけれど、その後立ち消えになってると言ったら語弊があるかと思うんですが、その辺の今の現状等、また、今後その辺をどのように進めていくのか、再度この場で確

認したいなと思うんですが。

事務局長。

藤原事務局長 地域審議会の関係と合わせて、このたび合併関連の3法案が可決されたわけでございますけれども、それらを含めて検討する中で、また町長会等で御協議をさせていただいて、いずれ御提案の運びになるだろうと。これまでもそういったことの御報告はさせていただいておりますけれども、御提案の運びになるだろうというふうに考えております。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 これ、これまでも指摘を受けたことでございますので、いずれにいたしましても合併協議会の中で議題と上げて、また審議、御意見等も聞いていきたいと、こう思っております。

吉田議長 他、ございますでしょうか。

ないようでございますので、その他の件について事務局から説明させます。

藤原事務局長 それでは、レジュメの6番のその他でございます。先程石垣委員の方から御意見を頂戴いたしまして恐縮いたしておりますけれども、いろんな諸事情がございます、日程の変更をさせていただいております。

第10回が次回の協議会になりますけれども、7月6日、美方町総合センターで午後1時30分から開催をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。協議事項といたしましては議会関係以下、新町の名称等考えておりますので、よろしく願いします。

なお、きょうお手元の方に、特に12日に開催予定いたしております事務所の位置の小委員会の委員さんにつきましては、会議資料をお手元にお届けさせていただいておりますし、会議の御案内だけかと思えますけれども、資料はまた当日考えさせていただきたいと思えます。それから、全員の方に今後の会議日程、特にアンダーラインの部分がちょっと会場等、変更になっておりますけれども、日程の調整方をお願いいたしたいと考えております。以上でございます。

吉田議長 以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして第9回3町合併協議会の閉会といたします。大変御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町
合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....